

税務署からのお知らせ

【社会保障・税番号(マイナンバー)制度について】

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。平成28年分以降の所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には



マイナンバー (12桁)の記載が必要です！



本人確認書類の提示または写しの添付が必要です！

【本人確認(番号確認及び身元確認)を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

【公的年金等を受給されている方へ～確定申告不要制度のお知らせ～】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

～申告書の作成は便利なホームページで～

国税庁のホームページ「所得税の申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。

また、e-taxでの申告もできますので、ご利用ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460 (代表)

土砂災害防災マップ作成に伴う 住民説明会を開催します

長野県が、御代田町の土砂災害警戒区域等を指定したことに伴い、町では土砂災害防災マップを作成しました。住民の皆さまに土砂災害警戒区域等についての周知を図るとともに、各地区での防災意識の向上を図ることを目的に、住民説明会を開催しますので、ご都合の良い会場にお越しください。

説明会開催日時・場所

- 2月16日(木) 午後7時～ JA佐久浅間小沼支所 2階会議室
- 2月17日(金) 午後7時～ JA佐久浅間伍賀支所 2階会議室
- 2月22日(水) 午後7時～ エコールみよた 大会議室

その他

- 土砂災害防災マップは、2月10日以降の文書配布で全戸配布されます。説明会当日は、土砂災害防災マップをお持ちください。
- 指定について詳しくお聞きしたい方は、長野県佐久建設事務所までご連絡ください。
- 説明会後半には、住宅の耐震対策や補助事業についての説明も予定しています

問い合わせ先 総務課防災情報係 (32)3111 (説明会について)
長野県佐久建設事務所 0267(82)3101 (土砂災害警戒区域などの指定について)

『町民と議会の語る会』を開催します

町議会議員による議会報告と意見交換会です。

「議会がどのような取り組みをしているのか知りたい。」「まちづくりについて議員と話し合いたい!」とお考えの皆さまは、ぜひお気軽にご参加ください。申し込みは不要です。

日 時 2月15日(水)
午後6時30分～8時30分
場 所 エコールみよた 大会議室



内 容

1. 議会報告

- 議会の紹介と平成28年定例会の内容報告
- 常任委員会の活動報告等

2. 意見交換会

テーマ「2万人のまちづくりに向けて」
まちづくりについてのご意見をお聞かせください。

問い合わせ先 議会事務局 (32)3128